

○袖ヶ浦市キャラクター使用取扱要綱

平成 2 4 年 8 月 1 0 日

告示第 1 6 5 号

平成 2 9 年 3 月 3 1 日

告示第 5 9 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、市のキャラクターの使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) キャラクター 市のマスコットキャラクターのガウラ又はガウラファミリーのガウラ、ソデリー及びウラリーをいう。
- (2) デザイン等 キャラクターのイラスト、立体物その他これらに準ずるものをいう。
- (3) 使用物等 デザイン等を使用した商品及び景品並びにそのパッケージその他これらに準ずるものをいう。

(キャラクターの使用料)

第 3 条 キャラクターをデザイン等に使用する際の料金は、当分の間、無償とする。

(使用の申請)

第 4 条 キャラクターをデザイン等に使用しようとする者（以下「申請者」という。）は、袖ヶ浦市キャラクター使用（変更）承認申請書（様式第 1 号）に、次に掲げる書類を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (2) 申請者の概要がわかる書類等
- (3) 市税に関する納税証明書

(4) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しないものとする。この場合において、市長が必要と認めるときは、キャラクターの利用状況が分かる完成見本等の提出を求めることができる。

(1) 市及び市職員が業務に関し使用するとき。

(2) 学校等の教育機関が教育の目的で使用するとき。

(3) 公共的団体等が公益的な活動の目的で使用するとき。

(4) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。

(5) その他市長が適当と認めるとき。

3 第1項の規定にかかわらず、市が指定するデザイン等を使用する場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、市長の承認を要しないものとする。ただし、市長が必要と認めるときは、キャラクターの利用状況が分かる完成見本等の提出を求めることができる。

(1) 個人又は団体が、営利を目的としないで、本市の情報発信又は魅力の増進のために使用するとき。

(2) 袖ヶ浦市観光協会又は袖ヶ浦市商工会が、観光の振興又は産業の振興を目的として使用するとき。

(3) 市内の自治会等の住民組織が、地域への奉仕活動又は地域活性化につながる活動において使用するとき。

(4) 市が後援又はキャラクターが出演するイベント等の主催者が、イベント等の告知物又は記録物の作成に使用するとき。

(5) 著作権法（昭和45年法律第48号）第30条第1項に規定する私的使用の範囲内において使用するとき。

(6) その他市長が適当と認めるとき。

（使用の承認）

第5条 市長は、前条第1項の規定による申請の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。

- (1) 市の品位を傷つけるおそれのあるとき。
- (2) キャラクターのイメージを損なうおそれのあるとき。
- (3) 市が目指すまちづくりの方向性に支障を及ぼすおそれのあるとき。
- (4) 法令に違反し、又は公序良俗に反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、政党又は宗教団体を支援するものであるとき、若しくはこれらを支援又は公認しているような誤解を与えるおそれのあるとき。
- (6) 自己の信用を高めるために使用するおそれのあるとき。
- (7) 市税を滞納している者からの申請のとき。
- (8) その他市長が不適当と認めるとき。

2 市長は、キャラクターの使用を承認するときは、袖ヶ浦市キャラクター使用（変更）承認書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

3 市長は、前項の承認に際し、条件を付することができる。

4 市長は、使用を承認しないときは、袖ヶ浦市キャラクター使用（変更）不承認書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

（キャラクターの使用期間）

第6条 キャラクターの使用期間は、2年以内とする。

（承認内容の変更）

第7条 キャラクターの使用承認を受けた者（以下「使用者」という。）

は、承認を受けたデザイン等の使用内容を変更しようとするときは、袖ヶ浦市キャラクター使用（変更）承認申請書を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、デザイン等の使用内容の変更を承認する場合は、袖ヶ浦市キャラクター使用（変更）承認書により、使用者に通知するものとする。

3 市長は、デザイン等の使用内容の変更を承認しない場合は、袖ヶ浦市キャラクター使用（変更）不承認書により、使用者に通知するものとする。

(使用の遵守事項)

第8条 使用者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認を受けた内容により使用すること。
- (2) 承認を受けた使用承認は、これを譲渡し、又は転貸しないこと。
- (3) 使用物等には、使用したキャラクターに応じ「袖ヶ浦市マスコットキャラクター「ガウラ」」又は「ガウラファミリー」と表記を付すこととし、ガウラの使用にあつては、表記を付することがスペース等の関係で難しい場合は、「ガウラ」の表記をもって代えることができる。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りではない。
- (4) 承認に際して条件を付された場合は、それに従うこと。
- (5) 承認にかかる使用物等の完成品は、速やかに市長に提出すること。ただし、完成品の提出が困難と市長が認めるものについては、その完成品の確認ができるものをもって代えることができる。
- (6) 使用者は、意匠法（昭和34年法律第125号）による意匠登録、商標法（昭和34年法律第127号）による商標登録又は著作物に関する自己の権利を新たに設定し、又は登録してはならない。

(使用承認の取消し等)

第9条 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、使用者にその是正を申し入れることができる。

- (1) 第5条第1項各号のいずれかに該当すると認めたとき。
- (2) 第5条第3項の条件に違反したとき。
- (3) 第8条各号の遵守事項を遵守しないとき。

2 市長は、次の各号に該当すると認めるときは、キャラクターの使用承認を取り消すことができる。

- (1) 前項による申入れに対し、是正される見込みがないと認めるとき。
- (2) 前項の規定にかかわらず、重大又は悪質な違反で使用承認を取り消す必要があると認めるとき。

3 市長は、前項の規定により使用承認を取り消すときは、袖ヶ浦市キャ

ラクター使用承認取消書（様式第４号）により、使用者に通知するものとする。

４ 市長は、第２項の規定による使用承認の取消しにより使用者に生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

５ 第２項の規定による使用承認の取消しにより、第三者に損害賠償、訴訟費用その他の費用が生じたときは、使用者は、当該費用を負担しなければならない。

（責任の制限）

第１０条 使用者が、キャラクターの使用によって、第三者との間に紛争を生じ損害の賠償又は損失の補償等を求められた場合でも、市は責任の一切を負わないものとする。

（委任）

第１１条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

１ この告示は、公示の日から施行する。

（経過措置）

２ この告示の施行の前日になされたキャラクター（ガウラ）の使用承認申請に基づき使用承認を受けた者で、この告示の施行の日において、キャラクター（ガウラ）の使用を引き続き行っているものは、この告示の規定によるキャラクターの使用承認を受けた者とみなす。

３ 前項の規定によりキャラクターの使用承認を受けた者とみなされた場合のキャラクターの使用期間は、この告示の施行の日から２年間とする。

附 則（平成２９年告示第５９号）

この告示は、平成２９年４月１日から施行する。

様式第1号(第4条、第7条関係)

袖ヶ浦市キャラクター使用(変更)承認申請書

年 月 日

袖ヶ浦市長 様

申請者 住 所(所在地)
氏 名(名称及び代表者名)

印

連絡先

下記のとおりキャラクターを使用(変更)したいので申請します。

記

1 使用(変更)するキャラクター

2 使用目的

3 デザイン等

4 使用物等

5 使用期間

年 月 日から 年 月 日まで

6 使用場所等

7 添付書類

- (1) キャラクターの利用状況がわかる完成見本等
- (2) 申請者の概要がわかる書類等
- (3) 市税に関する納税証明書
- (4) その他

8 誓約事項 市長が要綱第9条第1項各号のいずれかに該当すると認めた場合は、直ちに是正又は使用を中止することを誓約します。

9 同意事項 必要事項を確認するために、市が保有する納税状況等を記載した台帳等を確認することに同意します。

様式第2号(第5条、第7条関係)

袖ヶ浦市キャラクター使用(変更)承認書

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長 

年 月 日付けで申請のありましたキャラクター使用(変更)について、下記のとおり承認いたします。

記

- 1 使用(変更)するキャラクター
- 2 使用目的
- 3 デザイン等
- 4 使用物等
- 5 使用期間
年 月 日から 年 月 日まで
- 6 使用場所等
- 7 使用条件
- 8 その他 使用期間の満了後においても、引き続きキャラクターを使用するときは、当該使用期間の満了日の1箇月前までに新たに申請を行い、使用承認を受けて下さい。

様式第3号(第5条、第7条関係)

袖ヶ浦市キャラクター使用(変更)不承認書

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長 

年 月 日付けで申請のありましたキャラクター使用(変更)について、下記の理由により使用(変更)承認いたしません。

記

- 1 不承認の理由

様式第4号(第9条関係)

袖ヶ浦市キャラクター使用承認取消書

第 号
年 月 日

様

袖ヶ浦市長



年 月 日付けで使用承認しましたキャラクター使用について、下記の理由により使用承認を取り消します。

記

1 取消しの理由

様式第 1 号（第 4 条、第 7 条関係）

様式第 2 号（第 5 条、第 7 条関係）

様式第 3 号（第 5 条、第 7 条関係）

様式第 4 号（第 9 条関係）